

第

1

章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来の社会・経済に対する深刻な影響が懸念されています。また、いじめや不登校、児童虐待、ひきこもりなど、こども・若者が抱える課題やこども・若者を取り巻く環境は、SNSをはじめとする急速な情報化社会の発展など社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化しています。加えて、子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさをはじめ、地域とのつながりの希薄化に伴う子育てに関する悩みや不安の相談相手の減少など、子育てを取り巻く環境も様々な課題があることから多角的な支援が必要です。

こうしたこどもや子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国は2023(令和5)年4月には、こども家庭庁を発足させるとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども大綱」を閣議決定させました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

大和市(以下「本市」という。)では、2015(平成27)年3月に「やまと子育て応援プラン(大和市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、2020(令和2)年3月からは「ハートンプラン(第二期大和市子ども・子育て支援事業計画)」(以下「第二期計画」という。)により、子育て環境の整備とともに、計画の基本理念である「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」を目指し、様々な子ども・子育て支援の取組を通じて、こどもたちが笑顔で健やかに成長するまちづくりを推進してきました。2023(令和5)年8月には、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言し、改めて市として「こどもまんなか」に取り組む姿勢を示しています。



図表1 こどもまんなかロゴマーク

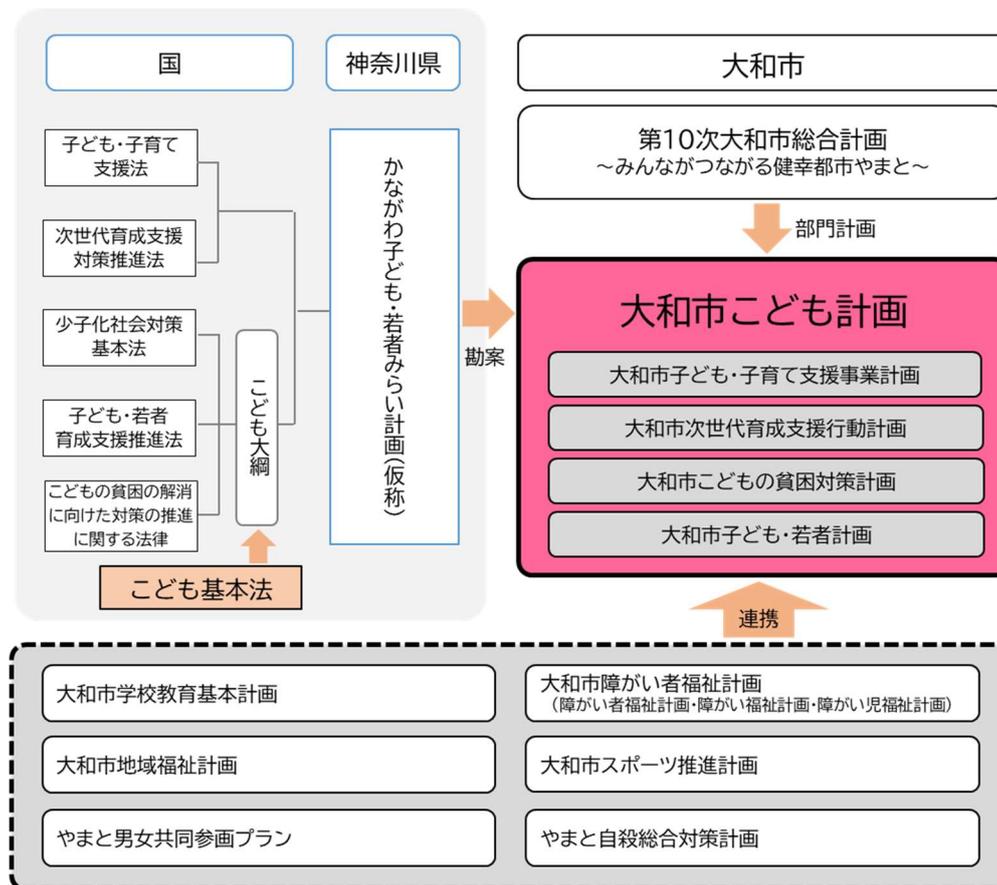
第二期計画の計画期間が2024（令和6）年度で終期を迎えることや「こども基本法」が施行されたことを受け、こどもや子育てをめぐる様々な課題に適切に対応するため、こどもに関する総合的な計画として「大和市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成できるとされています。

図表 2 本市の他の計画との関係



以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」（任意計画）と一体的に策定します。

(1) こども基本法

令和5年4月に施行されたこども基本法は、すべてのこどもが個人として尊重され、人権が保障され、差別されないことや、適切に養育され、生活が保障され、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられることなど、こども・若者のために何がもっともよいことがを優先して考慮されることを基本理念として掲げています。

また、「こども大綱」においては、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

本計画は、第10条に基づく「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び「神奈川県こども計画」を勘案して策定します。

都道府県こども計画等

第十条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

【6つの基本理念】（こども家庭庁「こども基本法」より）

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見が言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 子ども・子育て支援法

こどもを産み育てやすい社会を目指し、2012（平成24）年8月に、幼稚園、保育所、認定こども園等を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」として制定されました。この子ども・子育て支援新制度は、こどもの最善の利益が実現される社会をめざすとの考えを基本として、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本計画は、第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含します。

市町村子ども・子育て支援事業計画**第六十一条**

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に2005（平成17）年に施行されました。

2035（令和17）年3月までを計画的取り組み期間とした時限立法であり、「市町村行動計画」の策定は任意となっていますが、これまで第二期計画により各種の施策・事業が行われてきたことから、引き続き本計画は同計画の取組を引き継ぐ計画として位置づけます。

市町村行動計画

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2014（平成26）年1月にこどもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。また、2019（令和元）年6月に同法が改正され、こどもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。なお、2024（令和6）年の改正でこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に名称が変更されています。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えているこどものことはもちろん、こどもが今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、同計画を包含した計画として位置づけます。

都道府県計画等

第十条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(5) 子ども・若者育成支援推進法

こどもや若者を取り巻く状況を踏まえ、2010（平成22）年に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016（平成28）年には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、2023（令和5）年12月22日に「こども大綱」に一元化されました。子ども・若者育成支援推進法では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定が努力義務とされています。

また、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者のそれぞれの状況に応じた支援をしていく必要があります。

こどもや若者が抱える様々な課題に対応するため、こども・若者を対象とする他計画と連携することから、本計画は同計画を包含するものとします。

都道府県子ども・若者計画等

第九条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね5年とされていることや、神奈川県のこども計画の計画期間が2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を予定していること、また、法定計画である子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が5年を1期としていることから、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度の5年間とします。

図表3 計画の期間



4 計画策定の経緯

子どもや若者、子育て当事者をはじめ、子育て支援事業の関係者や教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を策定しています。

(1) 子ども・子育て支援に関する調査

本市の幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、0～5歳の就学前児童のいる市内3,000世帯を対象とした大和市子ども・子育て支援に関する調査（以下「本市ニーズ調査」という。）を実施しました。

調査結果の概要は次のとおりです。当該調査結果を分析し、子ども・子育て支援事業のニーズ量の算定を行いました。

調査期間：2023（令和5）年11月15日（水）～11月30日（木）

図表4 回収結果（子ども・子育て支援に関する調査）

配布票数	回収数	回収率
3,000	1,821	60.7%

(2) こどもの意見聴取

●アンケート調査

子ども基本法において、こどもの意見を表明する機会の確保やこどもの意見を尊重することが基本理念として掲げられました。

法の理念を踏まえ、計画の策定にあたり、こどもたちの思いや考えを反映させるため、小学1年生から29歳のこども・若者を対象に、アンケート調査「ハートンへの手紙」を行いました。調査結果は次のとおりです。

調査期間：2024（令和6）年6月1日（土）～7月5日（金）

図表5 回収結果（こどもの意見聴取）

属性	回答数
小学生・中学生	264
高校生(15歳)～29歳	129
計	393

●未来のやまと こどもミーティング

本市の新しい総合計画の策定に向けて、こどもの思いや考えを広く取り入れるため、市内の小中学校に通うこどもと市長が直接対話する「未来のやまと こどもミーティング」を実施しました。

場 所：大和市役所 5階 全員協議会室

図表 6 実施結果（未来のやまと こどもミーティング）

開催日	参加者数
令和6年8月3日(土)	29名
令和6年8月4日(日)	28名
令和6年8月18日(日)	31名

(3) 大和市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育て当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「大和市子ども・子育て会議」を設置し、こども計画の内容や幼児期の教育・保育の提供体制のあり方等について審議し、その意見を計画に反映しました。

- 開催状況：第1回 令和6年 5月22日（水）
 第2回 令和6年 6月26日（水）
 第3回 令和6年 7月24日（水）
 第4回 令和6年 8月28日（水）
 第5回 令和6年10月16日（水）
 第6回 令和6年11月25日（月）
 第7回 令和7年 1月29日（水）
 第8回 令和7年 2月19日（水）

(4) パブリック・コメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、パブリック・コメントを実施しました。

- パブリック・コメント実施期間：2024（令和6）年12月1日（日）～令和7年1月6日（月）
 募集結果：3人・3件